

## 政策Ⅲ-2-(1)-①

### 1. 政策及び目標等

政策	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計
達成すべき目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 根拠：金融改革プログラム
測定指標	金融商品・サービスの提供状況 ・銀行代理業の認可申請状況 ・証券仲介業の登録状況 ・信託業の免許・登録状況等

### 2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 ② 多様な保険商品を選択できる環境の整備 ③ 規制改革の着実な推進等
参考指標	① 関連制度の検討・整備状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況 ② 保険業法施行規則、監督指針の改正状況 ③ 規制改革の進捗状況（17年度末までに実施済の事項数）、金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等の状況

### 3. 政策の内容

利用者ニーズに応じて、多様で良質な金融商品・サービスが適時適切に提供されるようにするため、金融業への新規参入を促進し、公正なルールの下で金融業における健全な競争を促すこととしました。また、金融機関の販売チャネルの拡大を容易化し、多様で良質な金融商品・サービスをどこでも便利かつタイムリーにワンストップで購入できるようにするなど、利用者利便の向上を図ることとしました。

### 4. 現状分析及び外部要因

我が国経済の成熟化や人口の高齢化を背景として、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきています。

金融改革プログラムにおいても、「将来の望ましい金融システムのあり方としては、金融商品・サービスの利用者が、（中略）良質で多様な金融商品・サービスの選択肢

にアクセスできる、ということが考えられる。また、金融商品・サービスを提供する金融機関等にとっても、便利でかつ余分なコストをかけずに、その能力を十分に発揮し収益性を上げつつ、利用者を満足させることができる金融システムが理想である。」とされています。

このようなことから、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるような金融システムの構築が求められています。

## **5. 事務運営についての報告及び評価**

### **(1) 事務運営についての報告**

#### **① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大**

##### **ア. 銀行代理店制度の見直し**

利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、一般事業者が銀行代理業に参入する際に課せられている出資規制や兼業規制の撤廃等を内容とした「銀行法等の一部を改正する法律案」は平成17年10月4日に国会へ提出され、17年10月26日に可決・成立、17年11月2日公布し、18年4月1日施行となりました。

また、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正」を公表しました。(18年3月28日)

金融庁ホームページのアクセスFSAへの「銀行法等の一部を改正する法律」の解説の掲載<sup>※</sup>や各業界団体への説明会開催などにより関係法令や諸手続を説明するなど、銀行法等の一部を改正する法律等について周知を行っています。

##### **イ. 銀行等による保険販売規制の見直し**

(ア) 保険業法施行規則を改正し、17年7月に公布しました(17年12月施行)。

(イ) この施行により、一部の保険商品の販売が追加解禁されると同時に新たな弊害防止措置が講じられることとなりました。銀行等による保険募集の状況等については、引き続き、実効性のあるモニタリングに努めています。

##### **ウ. 銀行等の参入形態の多様化等**

17年10月28日に策定した主要行等向けの総合的な監督指針に、「銀行業への新規参入の取扱い」として銀行業への新規参入に関し、免許に係る審査及びその後の監督上の対応を行う際の着眼点を明記しました。

---

<sup>※</sup> <http://www.fsa.go.jp/access/17/200511.html>

また、銀行業務の全てを行わないようなビジネスモデルによる免許申請に対して免許を付与するときは、免許申請時に想定していなかった新たな銀行の業務を行おうとする場合にはあらかじめ当局の承認を必要とする旨の条件を付することとすると明記することにより、様々な様態の銀行に対応した免許付与を行えるように配慮しました。

## ② 多様な保険商品を選択できる環境の整備

### ア. 保険商品の多様化と価格の弾力化の推進

- (ア) 保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の態勢整備を促進するため、17年8月に策定・公表した「保険会社向けの総合的な監督指針」において、商品開発に係る内部管理態勢に係る監督上の着眼点や対応を明確化しました。
- (イ) 多様な商品開発を促進する観点から、第三分野商品について、当局の商品審査基準のより一層の明確化を図るため、18年4月、監督指針を改正しました。
- (ウ) 保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料のうち保険数理に直接関係しない部分の審査を簡素化するため、18年2月、保険業法施行規則などを改正しました。

### イ. 公正な競争を促す適正な比較広告の容認

- (ア) 保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方については、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」において、「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」（17年7月公表）がとりまとめられ、18年2月、それを踏まえた監督指針の改正を行いました。
- (イ) 適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方については、18年3月、同チームにおいて、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」をとりまとめ、公表しました。
- (ウ) また、同チームにおいては、18年6月、「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」をとりまとめ、公表しました。

## ③ 規制改革の着実な推進等

上記の通り、金融庁では、平成17事務年度においても、更なる規制改革に向けた取組みを推進し、「規制改革・民間開放推進3か年計画」等に盛り込まれていた規制改革項目を着実に実施しているほか、規制改革・民間開放集中受付月間に一般から寄せられた様々な規制改革に関するご意見や、「規制改革・民間開放推進会議」における民間有識者からの提言について、実現の可否を検討しました。

## (2) 評価

### ① 金融商品・サービスの提供状況

#### ア. 銀行代理業の許可状況

18年4月1日から18年6月30日の間で、銀行代理業67件、信用金庫代理業298件、信用協同組合代理業155件の合計520件について許可等を行っています。(従来から銀行代理業を営んでいる者(みなし代理業)及び代理業を営む金融機関を含む。)

#### イ. 証券仲介業の登録状況

18年5月31日現在で、493者が証券仲介業の登録を受けており、17年5月31日現在の登録業者数(299者)と比較して、194者の増加となっています。

#### ウ. 信託業の免許・登録状況等

17年7月1日から18年6月30日の間の信託会社等の免許・登録状況は、運用型信託会社3件が免許されたほか、管理型信託会社2件、信託契約代理業7件、信託受益権販売業242件が登録されています。また、特定信託業者(いわゆるグループ企業内信託の受託者)の届出についても2件受理しています。

### ② 規制改革の進捗状況

上記の通り、金融庁では、平成17事務年度においても、更なる規制改革に向けた取組みを推進し、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれていた規制改革項目のうち、6項目について措置しました。

以上のことから、多様で良質な金融商品・サービスが提供されるための環境整備に一定の効果があつたものと考えています。

## 6. 今後の課題

(1) 銀行代理業制度の整備を受け、その制度の適切な運用を図るとともに、銀行等による保険募集の状況等については、引き続き、実効性のあるモニタリングを行う必要があります。

また、主要行向けの総合的な監督指針「銀行業への新規参入の取扱い」に基づき、その動向に注視する必要があります。

さらに、昨今のコングロマリット化の進展が利用者利便の向上に繋がるよう「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループとしての業務の適切性等について十分な実態把握を行うとともに、適切な監督対応を行う必要があります。

(2) 保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料のうち保険数理に直接関係しない部分の審査が簡素化されたことを受け、今後は、モニタリングを通じて、より実効的に保険料の公平性・合理性を確保し、過大な競争を防止する必要があります。

また、保険商品の販売・勧誘のあり方については、引き続き、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、監督指針の改正等を行う必要があります。

(3) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(18年3月31日閣議決定)等に則して、利用者利便の一層の向上を図るため、引き続き規制改革を着実に推進していく必要があります。

(4) さらに、利用者利便の向上に資するとの観点からも、国際的なルール策定等を通じて、金融機関の国際的な活動を円滑にするための取組みを引き続き行っていく必要もあります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(より利用者が自分の望む金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の満足度が高い金融システムの構築等)を行う必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(17年3月25日閣議決定)
- ・「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(18年3月31日閣議決定)

## **10. 担当部局**

総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局保険課、監督局銀行第1課、総務企画局政策課